

企業別研修（教育セミナー）利用規約

公益財団法人 日本関税協会

平成 31 年 4 月 1 日

（総 則）

第 1 条 この規約は、公益財団法人 日本関税協会（以下「関税協会」という。）から教育セミナー担当講師を派遣して、企業等において実施する研修（以下「企業別研修」という。）の基準について定める。

（業務委託料）

第 2 条 企業別研修に係る業務委託料は 1 回当たりの参加者 40 人までを基準として、次の金額とする。

（1）関税協会賛助会員及び CIPIC 会員が企業別研修を実施する場合

1 時間当たり 50,000 円（税抜）

（2）前号以外の企業等が企業別研修を実施する場合 1 時間当たり 75,000 円（税抜）

2 集合研修として行っている教育セミナーの内容から大幅な変更が生じる場合の業務委託料は、前項の業務委託料に、関税協会と企業等との協議により決定した割合を加算した金額とする。

3 1 回当たりの参加者が 40 名を超える場合には、その超える 10 人までごとにつき、前二項の業務委託料に 10% を加算した金額とする。

（研修の中継・録画等）

第 3 条 企業等が企業別研修を他会場に中継することを希望する場合には、中継の可否について、企業等は関税協会と協議するものとする。協議の結果、中継することとなった場合には前条の業務委託料に加算する割合についても協議するものとする。

2 企業等は、企業別研修の録画及び録音はできないものとする。なお、録画及び録音の申出があった場合は業務委託を受けないものとし、企業別研修中に録画又は録音を行っていることが判明した場合は、企業別研修を中止することができるものとする。

3 企業別研修のテキストについては、複写・複製を認めない。

（参加人数）

第 4 条 企業別研修 1 回当たりの参加者は、60 名を超えないものとする。ただし、前条第 1 項に規定する協議の結果、他会場に中継することとした場合には、この限りではない。なお、企業別研修の参加人数については、実施日の 7 日前まで変更できるものとする。

（配付資料）

第 5 条 企業別研修に使用する資料の印刷・製本を印刷会社に依頼して行った場合には、実

費を企業等に請求する。

(旅費)

第6条 関税協会は、講師に係る関税協会本部事務所から実施会場までの旅費（交通費・宿泊費）として関税協会が講師に支払った金額を企業等に対して請求するものとする。ただし、実施会場の住所が東京23区内にある場合は、これを請求しないものとする。

2 関税協会職員が同行する場合、前項の規定より請求する講師1名分の金額を、関税協会職員の旅費として、別途請求する。

3 前泊が必要な場合、講師の日当として1人当たり2,600円を請求するものとする。

(免責事項)

第7条 依頼内容によっては、業務委託の依頼を受けられない場合がある。

2 次に掲げる場合において、関税協会と企業等との間で実施日の変更等について協議が調わないときは、関税協会は責任を負わないものとする。

(1) 交通手段の遅延等の事情により、予定している企業別研修を定刻通りに開催できない場合

(2) 地震・台風等の自然災害、交通機関の途絶、講師の急病その他やむを得ない理由により講師を予定どおり派遣できない場合

(3) その他実施日の変更が必要となる場合

(機密保持)

第8条 関税協会は、依頼を受けた内容の機密保持に責任を持つ。

(違約金)

第9条 業務委託契約成立後、企業等が研修実施前に解約をした場合、関税協会は次の区分に応じ、企業等に以下のとおり違約金を請求するものとする。

(1) 開催日の30日前まで 業務委託料0%

(2) 開催日の29日前から15日前まで 業務委託料30%

(3) 開催日の14日前から8日前まで 業務委託料50%

(4) 開催日の7日前から前日まで 業務委託料75%

(5) 研修日当日 業務委託料100%

ただし、解約の理由が天災・交通ストその他やむを得ない理由で開催不能の場合及び実施15日前までの日程変更の場合はこの限りではない。

(附 則)

この規約は、平成31年4月1日から施行する。